開國起原

特
り第5
2110
4

特
リ5
2110
4

宮城縣立圖書館

開國起原卷三

米國使節浦賀来下

アメリカ船ヲ拒ミ外中上ハ書分

戸田伊豆守

伊澤美作守

先刻中上ハアメリカ船走被小柴沖ヘ碇泊被

以ニ付組與力近藤良次佐々倉桐太郎森通詞
を京組相尋ル處アメリカワレントン仕立船
合十艘内三艘を蒸気船ニ而十月末國出帆唐
國ヘ廻り同所十二月十六日出帆今日長崎船
右ニ付　清國法中渡引屋ヘ中ヘ掛合ル筈を
將官ヘ私渡来迄を當地ニ廻り小船等
京坦を変ず不仕　清國法を相守リル筈中出
京組人数も寡く大砲武挺据方ヘ永中一同穏
ニ出産ル外一艘を遠舎長井村沖亀丈ヒ中磯
根ル京者ル二付組ヘ者共を為方百計為永

海舟書屋

其外等ヘ罷を掃部所方ヘ中渡支ヘ為為仕ル
外武艘を未タ城ヶ島より京入不中外永ヘも
明十五日一同ニ而未も〻仕船中関ル中先社
渡出屋中上ル以上

正月十四日　（嘉永七甲寅年）

アメリカ私より私を心覺ヘ為め
先出ル横文字和解

林大学頭
井戸對馬守

保澤英作殿
勝俣民治郎
松浦鶴七郎

一日本帝國政府より「プレシデンド」の称号を
受き其位を以て更新政府の大慶事に付て提督を都府より招待
せらるゝに付相當の儀は来る注古使節を者を
て都府に而は接待に相成ル
一提督を始め怒切を使節に対し都府には
通し之を如何を来ル

海舟書屋

一私共も其價を直に力を入れ浦賀を永繋場
にてハ之心元ク安穏を要に永繋いたしに成
も提督安心被し且一体を要に身之心配は反
捨等は相談も出来ル義に天気合宜しくル
義私共を見渡りに変不快に相成ル
一御貢物を反立に相當を場所を設ケ下度
に提督者一こいたしを安穏を所に永繋被
度来に明日私をセスフアンデンスタフ官名
アーダムス人名浦賀に参り奉官を方に接渉
以たし猶意接を義は相談て被ルアーダムス

人名上陸ニ上貴官ニ伝方ト對談ハ為シ〻所ニ
伝達人業間ニ付且其伝方ヲ永ニ伝出ス不殺
相頼ム

寅正月

亜墨利加永ニ差ニ付急速申上ム

書付

林大学頭
戸田伊豆守

アメリカ永達一昨廿五日浦賀表ニ来候〻

海舟書屋

此義意接中ニ伝渡ム事昨廿六日ハツテイラ
達渡和蘭より間海ニ来入測量等も為シム
由且又今廿五日蒸気永和蘭牧鼻迄相進外類永
も遠ク同所ニ被参ム類沒進ハ渡ム且松平
相模守より異人小永ニ上陸狼藉等致シム
義捕ヘ申ス旨相伺ム事伺ニ通ス伝渡ム
由右ニ意接中ニ付御教気ニ達様ニ為メ和
牧鼻海中ニ白漆建ニ参故右ニ對シ第一當
方ヨリ出シ仕ム〻ニ付戦争ニ相成意接も
水ニ相成ヘ申異人共も注名ニ戦ニ仕来早竟

を武威を以脅頑相立つ申と見込い多故右ニ
拘合不申柔順ニ　清國威を不失振意接つ仕
と者様い事故孫太郎殿内を以案入いとも先私
共に為ら仕立置い振仕度旨申上い以上

寅正月廿五日

異國船ニ対する義ニ付申上い書付

林大学頭
井戸對馬守

亜墨利加船七艘を小柴沖に碇泊居申ニ付

海舟書屋

私共意接而論仕度い浦賀港に引取
りい義不兼知ニ候而已申居い義を世間中ら
伝聞申上ら兼知ニ而ハ為主義と存い右ニ
付此地組所共意接掛共力共度く居申しいつ
も浦賀港に立居り彼義ニ者私共而後不仕
い而ハ何事も相分不申候申入い様を使度へ
ルりを不時ニ由申三將官マータムス此地組
所共力共に申聞い事去年相預い候迄くハ兼
知ニハ通輪安ニ者直ニ江戸表に居出ら先中
方に伝目通りニ上相預つ申義申渡右ニ接扱

来ル廿四日朝迄ニ承り度其段ニ接拶ニ及ヒ
ニ江戸表ニ出ル筈中国中ニ猶留ニ暫ニ相見
申ル（廿二日出合申ス筈ニ付）筈ニ付最初より法時中掛行
相ニも渡シ方ニ成ル日出ニ茶ル国意相伺ニ
ル銀も出ス筈ニ付組所黒川嘉兵衛差しいつ
れ共浦賀港ニ立戻ル筈ニ付頼ニ通商ニ一
条而含ニ上談判以ル方ニ付発も
角も浦賀港ニ立戻リル相違ル変使長ヘル
リを今以不被ニ申国右ニ接拶ニ及ヒ
タムス長出申国ル哈廿四日午後浦賀港ニ

海舟書屋

長崎意接不及相ニ相後ニ渡ニのニ中国廿四日
ニ接意被ニ大海浦賀沖迄長崎ル変風烈ニ相
成ル逢ニ立帰リ其翌廿五日浦賀ニ着ル
ニしル長ヘ及ヒリを交渉不被ニ相中国
アーメムス其外ニくものを意接銀ニ上陸リニ
しル二付昨日相尋ル意接所ニ此銀ニル由中
国ル銀ニ其筈ニ何ニ若ニ懐中ニ書簡長
出ル日一覧いニしル被ニ彼異人ニ去年預ニ
銀ニ付国届ニ相撰ル銀ニ書載ル日交渉江戸
表ニ長出度詳ニ相認且古端ニ日も江戸表ニ

在出府都ヨリ我作撰事を押付ケ中間ハ耳ニヨリ
論判も不反合様ニハ在ハ拙更人たる心術を
如斯ものとハ兼て察し居ハ故迷惑ス事と
ハ不申蘭陀人魯西亜人抔ニ拙
ニ乗来ニて在ハ出ル自雄気強暴ニ性質故義理
を以て説破仕ハ自も元より仁義忠孝ニ倫理
を心得不申ハ上ニ校黠故おく相分ハ自も不
如様いろ〳〵居ハ自我意を張り兵力を以て壓
倒ス様ニ乗象而已ニハ在ハ走渡ニ拙を引廊
しハ迚ニも右ニ次第ニハ自也ハ察し不申

海舟書屋

ハ拙事ハ何ニ残念ニ拙存ハ〳〵ハ拙不ニ十
分ニ堪忍ハ自〳〵様ニと順反後到を遂ケハ〳〵
気餓を確しハ拙ニ相成元一旦上陸仕ハ後走
渡ニ大艦を今ニ浦賀沖ニ碇泊いろ〳〵居一自
日中又ニ意接鉄迚在鉄ハ拙中論走ハ或亮角
江戸表ハ在出府急ニ去兼ハ拙子ハ在ハ拙
秘和家ニ敗ハ書状ニ認ニ自ニ雪以自順ニ後
到仕詰ハ通商ニ試を始ハ約をハ自しハうう
外ニ反対ニ在ハ但其期ニて撰文成月を
延しハ拙ニて仕ニ熟考仕ハ彼ニ長崎表魯西亜

人面板間井肥前当川治方海つ府十分に説破
仕り候ゆへ上様後行れて地に魯西亜人渡来り
候ゆへ彼つ地且又外国に通商仕候ゆへ魯
西亜人を多始といろいろ不申ゆえ彼
て類をも申上り候を一渡り意接方彼屈に相相
関り候ゆへ様を長崎て地を進掛り近て多候
に付御江戸迄に送り候ゆえ相成り尚今亜
墨利加使義意接て来亜に参り候を前条申上
り試に通商て渡に及ひて申方り候ゆえ肥前当
方海つ府当人ゆ上り候ゆえ八齟齬仕り且又水

海舟書屋

府老公て仕書面来候ゆえ亜墨利加に
通商て端を開り候を魯西亜に信を失ひ且昨
年阿蘭陀甲比丹に文作渡り信を相失ひ候と
の類方等を掛合り候ゆえ亜墨利加人に渡り二五
年て延しゆえ申を申国に引き江戸表に参て来入
つ申を必定て我に仕度り尚其義に通り江戸表
に参て意接て者安作有り候ゆえ何様にも仕度
様方つ方て渡り仕候ゆえ是迄も方て引き肥前当
方海つ府より魯西亜人に相達しに通申聞り候を
実以容易て我に仕度り年竟江戸表に来入

いかを伺ひ奥野に申聞り候ては沙汰を緩も者
そんなる仮に申相思議得て仕と存ん者には
産ん拙き文こゝも仮相繕り申し夷賊新
察日夜苦心仕ん者に付長崎表にゝ明り
相立ん事なる見通を取宜仮に産ん拙き
魯西亜人たこを兼ゝ江戸表に差出相預り申
新最初を 清国法を守り長崎表に差出通商
は所を旨兼り亜退帰仕ん者尚地意振を変
まて亜墨利加人に先陣致させ江戸表騒擾に
及ん上亜墨利加人に通商を端を開らせ長崎

海舟書屋

に渡来ん者彼を先より已後よりいろ〳〵を名
と称し議論て彼を手段を見越ん義にん拙き
彼を御計と申察ん一体魯西亜人丈奸智と者
近年清国と英吉利との戦争に勝りんを魯西
亜人を奸計に出ん由を海国図志中に書載有
を右を以照合ん拙き拙者も其御を沙ん相
違を遠ん沈要長崎表を右拙方宜義仮に思右
拙地を反拙も同拙に渡り亜墨利加人を預意
かこも相立不申者を江戸表に来入通にを事
端を申らきて申拙要御之仕評議に不意尚又

佐賀藩之家臣沙汰あり江戸表に相仕度事等
に付江戸表に参入いたし彼夷人たちと容易
に談判を仕り度あれば彼賊輩に此義合沢に
時々上陸いたし農家に薪炭酒食等仕り候も
兼及び申江戸表に薪炭いろ〳〵尚更費振弾相
始其拙を事とり争端を開きいたし必定に付薪
に乗去長崎表魯西亜人に遠い筋に相答不申
拙者申達者々彼と思なりて其後勝手つ申
間り候に若一江戸表に参入の義を伺見居急
度御評定を以相御の上に至て初て私共容易に

海舟書屋

開口を願仕事等に魯西亜人共長崎表を去り
に候を出帆後先亜に書面に申彼を意を以察
遠四方に付商地又を蝦夷地に薪炭を故
長崎表を去りに近に申彼地に薪炭に肥前
大藩門司人を者論し方に属に義と事に
長崎地を近拝に近と事に亜墨利加人を商
地に申防及に〻直に江戸に参入て申此義を
心配仕に義に付長崎表を反対方照合に申
何分に も扱方亜に薪に右に付拙共に如之に若
長崎表を義結末御拙相御に兼知仕に申其

若又こ相個意に拓仕度と素存に付を兼足こ
夢に急きこ身商地に在我進こ彼地こ接拓兼
国仕に付を此地こ百数方割の六ケ度相撰に
却又亜墨利加人中国に兼の預亜に条件こ
接拓こより急速熱意私意彼を中国に先を
つ中に自其限を兼の兼り亜これに拓との義
中出居に右を以勘考仕に付を大洋中こ魯西
亜永相戦発生に の此地意接こ拓子兼り亜墨
利加に試こ通商こ端緒を約しに魯夷直こ
此地に派遣つ中国約こ注進と に察に此祖中

海舟書屋

より此地意接こ者を永中に発戦に義亜墨利
加人を魯夷長崎表こ に百数拓相心に発生に
拓子こ の暗こ其意を示しに由意接こ者を中
国に商今こ場こ に に を亜墨利加人に通商
こ試に評容其後魯西亜人其外英吉利佛蘭察
等へも同拓こ に義を こ の に速も後列を相整
中百数何とも 残念私拓こ 事拓に付を 伊武御
に整を上を 飛に に百数方有こ百数事拓に
飛に伊大切こ業私を更戦を論を中上に義こ
自寫こ に評議を に拓を に英防を 頭つ相撰を

海防掛に勘定奉行を者壱人為ら出仕合ふ而
不ら此地に蛮船に為ら銃に而銃意を変私ら江戸後に拙
仕奉行に為ら方ふ〻清銃意も相貫ふ拙ら相成
と奉行に私共是迄江戸表ニ而遠察仕建議仕
ふ事も有ら度ふ此度実地ニ到りふ而ハ大ら相違仕
ふものニ有ら度ふ浦賀奉行ふ而人ふ国体相成
民弱少輔に も相談仕ふ聚国意ら銃ニ付拙限
り上ふ急キ相認ふニ付書字見苦敷文限不行
届ら為ら有ら斟酌被仕ふ拙奉願ふ以上

寅正月廿七日

海舟書屋

アメリカ人意接ら後ニ付申上ふ書付

アメリカ私ら後無氣私三艘外軍艦三艘を遣
く申牧奈掛ふニ付番山業大海つ有ら小人目付
立合通詞名連江戸表ニ而厳敷申論ふ聚伺ふ大切
ら私波荒ら為ニ而浦賀表ら私繋沙業異人共
為ハ江戸表に有ら出ふ変心ら拙子ニ而彼是仕
ふ而ら深意接子名百反ふ故業而ハ不知ら銃も
有ら有ふ名大学所始一同申合候十九日浦賀表
出立神奈川表に出張仕至名為ら浦賀表に相

殘兵士ハ後談判仕候中上置ハ猶此上意接
之事を神奈川表より〻中上ハ以上

寅正月廿八日

林　大蔵殿
井戸對馬守
戸田伊豆守
伊澤美作守
榊原民部少輔
松浦滿之郎

アメリカ使長初度意接相濟ハ事

海舟書屋

中上ハ書付

一昨八日中上置ハ通今十日樓閣意接右ハ松
平初役こゝ元の長官ペルアメリカ使長其外將官
士官之者共凡拾一人而會仕其後使長ペルリ
兼アーダムス蘭語通弁官日本通辯官筆者都
合五人別席ハ相通し意接之事通詞森山榮之助
を以品〻談判仕ハ事初度意接之事ニ付反語
ハ拙〻論議ニもおよひ兼先ツ今日之事を相
濟中ハ左様文書設通長出ハ為和解中付遠ハ
事柄相分り次第進〻て事中上事ハ

一度接中使表別段申出ハを京組之門下輩之
者走人死去いろ〳〵ハ百理桑仕度右場不令決
哀及沙汰を人家も空之如四面荒之見受ハ為
右場不ハ桑中度外国之振合ニ而を御写被
之直ニ理桑いろ〳〵ハ拾日ハ之夢を仕懐制
も多く仕度ハ哀を東ハ兼而差立ハニ付一意
仕御中上ハ次第を死人之夢ニ付哀意ハ事故
即座ニ哀第之度段中出ハ為私を一同後列仕
ハ家令決夏沙之夢を寺院を求ハ人家も被
之故不取締且浦賀ハ国を二仕度ハ為不ハ

海舟書屋

然ハ為ハ身浦賀表陸間堂之中取を仕亜場
後之涙急ニ而場不柄も直く右ハ先ヲ後理等
為仕進ハ長沙怙真寺ハ被方ハ先送ハろ〳〵
然ハ之評議仕ハニ付其段使表ハ中国ハ家柄
又同人中出ハを私中多人数之事故何時死去
仕ハ者家之ハも独計其上此度沙夫仕ハ家ハ預表相
貫ハ迫ハ後令一ヶ年二ヶ年ニ而も帰私之上事柄相
調ヲ中段国主令令更ハ家ニ付其門死去いろ
〳〵者を遠ニ浦賀ハ表送ハ事表以不敬合
之次第何分ニも右之段国亜異ハ松中国去夏

為ニ而度支ハ以ッ横濱寺院ヲ有之ハニ付右ハ
蒸彦候達而中國中ニ兼引ヲ称シテ是迄ハ而
猶又都兵仕ハ変変ニ而能義次第ニ相関且死
人ニ対シ是中ハ而ヲ有一不慈ニも相当リ都
而 清國戦ニ中相拘リ中ニ事務ハ曰右寺
院墓所ハ埋葬ニ兼リ居中ハ右ニ付多人
数上陸等いさしハ義ヲ強相撤其後糸詰拙ニ
中ハ而上陸いさしハ義ヲ是亦強相撤有中國
ハ義兼引仕ハ飛弾死人為生ヲ門怨意ニいさ
しハ者糸詰等預出ハ以ッ其義猶又急接掛組ヲ

海舟書屋

者ヲ迫中出國屈ヲ上墓糸ヲ仕有中ヲハニ付
兼屈ヲ一中ハ
右ヲ外委細ヲ義ヲ迫ヲ中上ハ且異人ヲ
拙子見定ハ義如而平拙ハ産ハ先ヲハ安心ヲ
ヒ下ハ拙寺務ハ依ヲ班限石夜中上ハ以上

林 大学頭
井戸對馬守
伊澤美作守
勝房民部少輔
松浦清七郎

二月十日発出ル横文字和解

林大学頭様

一浦賀ニ於テ賜フヘキ書簡取扱アーダムス名人
より相達居仕ル私事浦賀ニ引返ル筈相
叶ヒ申候乗組の後番山某左衛門江中関ル
ハ該判箱を筆高時取繋場不向ヶ方ニ有之ル村
里ニ於て相叶ル様ニ有之ル
一我国邦ニ対シて敬意を著端其許様ハ占意ニ
随ひ申さと存し其相撰ル場不右紙合も迄

海舟書屋

之様義ル為不速義引仕該判相撰ル迄江戸ニ
在滞ル筆延シル
一私事初發を為云ニ有之ル洗之業内端舟ニ為
測量ル為シ分明ニ有之ル旅を永く街市通過
ニ繋止ル筆相叶ヒル左不日其場不ニ私繋仕
ル為日本國帝殿下ニ恭敬を為後砲等ル為シ
且宮殿より永ク此度ニ相撰ル様仕猶殿中の
儀方慈乳永其器械ハ賢を思右も有之ル
諸待仕丁寧を尽シル様ニ仕ル

合衆国記録航ポウハタン艦江戸港横浜村ニ於て
一千八百五十四年第三月一日

東印度支那日本海水師提督
日本国に於て使長
エム、セ、ヘルリ人名

二月十日亜墨利加使長に初度意接
之長口達之上相済し書付
今次其許
貴国使長として商地再渡之儀を昨年
其国
君主の書簡を以て詳かりさて其
君主中三の事を他き要く告るを我国

海舟書屋

祖宗以来厳禁の廉もありれハ今其接好を及強
一方今蕃法を激固なるハ時勢を知らさる
を似ものれを法を止をなさるの事あり去夏
其許渡来の時我
先君主病ありしを終を免せられ
新君主即位あれとも其大礼未整ハされハ他
事を談をるの暇なく加て
新君主初政を八度例を踏め諸官吏をして舊
法を当守らしむるを主とされハ今自ら
祖宗の法を改うべき論せしてなるへしとも

貴国に告知らせんがため去秋和蘭商船帆
北時加比丹に託せし事なり但加比丹の報
書為に発せり然るに魯西亜使節長崎に渡
来して志願のことあれども是若し云へる事情
を以て遂に退帆せり然れば今伯国より其
志願あるとも報答しがたし去れば石炭薪
水食料及其破船被民救助をるハ止を得さ
る儀ふく尚魯西亜使節の中三もなれハ
貴国に冀望の如くせん然れとも何邦の港
に設くべきや其許の言を聞き是を定る事

海舟書屋

かれハ元五年の時日蘭あるへし但其定
るの場所成能ましハ長崎の地に来春正月
より渡来あるへし此石炭の事に就ても従
来我国に其類例おけれハ其許蘭人の説中
三百しを懸考し我国法に触きさる為く
右容るへし食料ハ何品なるや右炭ハ何程
の負数なるや其他取く欠乏の品物我国産
々渡をへし但諸品負数価代ハ等々事川
嘉兵衛森山栄之助等を以て後を百和後
判の上再會に及ひ双方書面をもつて互答

吉重〜

嘉永七年二月

林大学頭花押

井戸対馬守花押

伊澤美作守花押

松崎民部少輔花押

二月十日英吉利人横文字和解

林大学頭様に

一書我国心得の為御書翻し我国と唐国と北亜

極書草稿相添差出今般我人民と和親を亜結

海舟書屋

以前大切これを貴国政府より幸甚上ル

一先般申上ル両国有益且貴国治獄繁昌の次第

再度相述ル申ル

一我国主の志望を私を使長として差出双方有

益の亜極相立向後争論生ず様談判に及ぶ申

度様生ず両国の国書当時の振合よく時日を経

ル〜八年論弾免方ニ〜ル

一日本海往来の亜墨利加永数日〜に相培し我

国漁民の貴国海浜に漂民〜時仇敵同然の亜

極再ひ方〜ひを国主懸念いたし和親亜結貴

國の政者外氏の法制と全異りなへハ我國ハ
於て慨歎くに為向後改革かうに相命に
一國主ハ於て和親を表し且
敬仰を尊敬し私ハ永武三隻を托しに先永敬
遊く相培しつゝ但 敬仰ハ先敬の書翰を呈
にのミハ去て國主の恭敬を貴國ハ盡しに為
ハ有て
一國主廉直の旨意を以熟考の時日猶豫の為我
私く昨年孝七月退帆いるし既ハ七ヶ月を経
て再游いるし國主の志望を遂所存云に

海舟書屋

一國主の懇切ハ我國中好佳の慈乳私三隻を宮
殿見覧の為差しに我國ハ教ゆの大小私
方て云又國主ハ
献貢いるし変に 殿仰ハ國産緊要の品を
一此良意を以兼知ハて貴國政府恩恵を加へて
和親の反報去て云ハて恵に奇怪の恵ハに我民
ハ部の向後争論を相防に為望いるしに
一西域人民ハ我國の如く貴國安穏を思意須し
に者去て要を分明ハ方て至くに但我國の一
方ハ貴國海渡の裏面ハ生て其高私大平洋

英日本海ニ限ルノミ只鯨猟ノ為北意航海ノ永
ク五百隻ニ下ラザル其京畿ノ者水英食料用之
ヲ意ガ時貴國港門ニ入リハ寄客ヲ意接
ガヲハリ英文ヲ慈恩ニハ
一唐國政府我國ト百般相互港門ノ有益ガヲハ
彼國我人民ト茶商法商年ノ金百三百六十万
タイルニ付ヲ綿糸英綿布ノ商法凡三十万々
イルニ付ヲハ但一タイルヲ皇國銀拾匁ニ相
当リハ
一唐國帝ノ任下ル者凡三万人我國ニ来リ丁寧

海舟書屋

の為接ガヲ我國法ヲ以テ工商ノ業ヲ慈恩ニ
試ミ学院造営ハ為シ其京畿ヲ百方ヒ金銭ヲ
集メ彼國ニ留ハ為ルハ者ガヲ其金百三百
タイルより一万タイルニ和リハ
一右ヲ銀相迷ハヲ只今銀貨如ハ百般ニテ如来
いるヲヘキ利益ヲ告ケ為國人民ノ和親著ニ
中迷ハ通ノ次第ニヲ止ヲ得サル実ヲ相示シ
ハ為ニ方ヲハ実ニ私自國ニ帰帆独仕國主ヲ
銀意ニ對シ充分銀若業ハ迷被掌不ニ逗留ヲ
任ヲハ思慮

東印度支那日本海水路提督

日本ヘ使節

合衆国記録永ポウパタン和名江戸港横浜村ニ於テ　エム、セ、ペルリ

一千八百五十四年第三月一日

右之通和解仕ル以上

寅二月

森山栄之助印

堀達之助印

名村五八郎印

海舟書屋

二月十日亜墨利加使節ヨリ

差出ル書翰三通ノ内和解

一、日本国と亜墨利加合衆国と互に誠實

を以て永遠に友睦せんとする而の約條及ひ

大平にして和好交易せんとする而の章程を

堅く議定して共に後来捉ひ守らんとするため

日本皇帝より特に欽差大臣を差きされ

合衆国大統領より特に欽差全権大臣彼理

を差きし此二人行きも兼り行ふ而の便宜に

従ひ事を行ふへきと上諭及ひ欽差全権

全権

こハ其事を尽く委任せられて其人の心に任せ十分に反対事かりを兼り行ふへきとの勅諭によりて一同に較閲照驗せしに共に若商に屬せり因て議定せる所の支くの々條を以て方に並へ挙る者あり

一此後に日本国と亜英理哥合衆国とハ其民人と為る迄行れ方地方に居るとも相互に友愛し真誠に和好を結ひ共に永く年の後迄も太平安事ならんを心掛るへき事

一亜英理哥合衆国より日本国に来り交易をする民人ハより相応る出稼ぎ入稼ぎ運上ハ仮

海舟書屋

も兼ね定る所の規定書面を見合せ他の国くより多分に反対亜の其外仮ふ不寄仕くせこて出方多きハ渾く停止をへし若海関(フナバシヨウ)れ脅汲(ウバヒ)おと貪りおる事ハ　日本国ふて法令を通り罪に沈めるべし此後日本国ふても

一運上の反立方等を改めんとせらる事あらハ合衆国より領事官等と相談を図ハへ

一且仮事ハ他の国く迄も利益ある事出く来らハ合衆国れ民人ふも他の国くと同しく其利益を得せしめく偏頗の反計ひ無

事を明白ならしめへき事

一此後合衆國の民人に於ては何色も其妻子共を伴連れ彼地に都きて住居し交易を

（此愛蘭字あるべし）

取り事を免許せらるへし港口より有る永く住居為めを後載せて互に相往来する事勝手に住きるべし但し港口より外にては一般ありとも別の港に乗り入て心の儘に遊爽する事を許さん又海邊に妓民等と私に交易する事を許さん若逆等の法度を犯すときは第一定る所の規定書を見合せ私為めにも日本國に反上

（アキラカニノマヽ）

海舟書屋

り役所に收むへき事

一合衆國の民人共港に入て交易する事を免許せらるゝ上は此方より其場所にて領事以下此役人を定置き故に我國の民人の事を取扱ふべし其所の日本役人も心置なく相交り双方に掛り合ある事ある時は成る書面にて往復し或は對面して相談を遂け必ず双方とも偏頗を記載し百計ふ色し若又其所の日本役人中我國領事以下此役人を輕しむる筋ある時は其領事以下より其始末を委しく日本

圖大憲より之永ひきれ沿ておく吟味を遂くへし故此領事以下れ役人も心の任れ振森のみを厳しく行事なるくも日本の役人民人等と抵牾(ヲリアハヌ)をる事を許さゝる事

一総て合衆國て永く港より入て交易をる者ハ領事等の役人より其船牌(ヲフネノヒラ)を改め海関(マチハンヒラ)より言通し其永積荷物れ噸数を量れ名おり(噸とハ彼国ケ)改メ調て永運上を定出へし尤積荷物れ高百五十噸以上より ハ一噸ニ付運上行税を定出し百五十噸より以下ハ一噸ニ付運上行税を定出さへき事若永く港ニ入其港の海関運上銀を皆納をし後残り荷物あるニ付再ひ外の港より振きて賣捌んとをる時ハ領事等の役人より海関より通し其永の港を出る時より及ひく永運上皆納せし譯を委しく記牌(アロヒミノキフテ)ニ認入き一旦其港れ海関より書面をして吟味せしめ其永別港より入る時ハ只荷物の運上而已を定出して永運上ニ及ハ尤二重の負立をき振り成さへき事

一凡合衆國れ民人たの交易永港より入る時其永

海舟書屋

より引水（アンナイシヤ）を雇ひ関陥の場所より出きて中屋る
時は石速れ汐き運上皆納の後は引水をして
石速れ遅く事を許さるへし其船は眼隠買（トモノモノコツカイ）
辨等を雇ひ入れ又通事書（モノカキ）等を招き呼ひ或
は其船の船ふく荷物を運送し客商を載せ又
ハ工匠厨役水夫人等皆し雇事なハ何とも入
用の事ふく規定とも禁せられさる事なれハ
急く其物を任せらるへし賃銀等の価値を
べきとの事は其商民共れをふく相定メ又ハ
領事等の役人より中立く宜き価値を計ふへし而

の日本役人より百計又ハさる事
一合衆国交易の船く港に入り引水れを速れ出
る後は早速海関より事よく計ふへき小役
を差して其交易れ百倍りとなへし其小役は
或ハ此船に乗り又ハ別に船を雇ひく自添汐
事其船を任さるへし入用の食料い海関よ
り日数を按りて銀を給ふり都ふくも交易船
より貪百事を許さ仮若し是を背く者ハ其貪
る所の貢数に応ふく咎に汐いるへき事
一合衆国れ交易船港に入る時船主ニ為も為

主にても又ハ名代の者にても二日の内に永孫
牌質軍等を以て我國領事等に差出し
く仕舞置しめ領事汰人より其永名人名及後
載する所の噸数質量を委細書あらハし海関
より通ずる後に牌照を受取船を開き荷を揚
る事を許す若し切手を受取らざる内に後に
荷を揚る者あれば科科として其荷の通用の
三百倍を取揚其上怒に揚し所の荷物を悉く
日かに取上ケ没収する収むへし又交易私港に
入り終に其永十分一に荷物を揚る時ハ其十

海舟書屋

分一に荷物高に応して運上を差出すへし残
り此荷物ハ何とも別港に移送きて交易する
事を許さるへし若港に入り未タ船を開さる
に若に代る代りに二日を限りて
其港を出しめ長く滞留せしめ運上私運上をも取
立て別港ふく責捌きある後に差出さるべし
若二日の日限を越さハ永運上を差出さるへ
し他海関よりも其額を紅牌に書き入れ則港
の役人に通し二重の取立を紀拒に被るへ
き事

一合衆國交易船の荷物港に入る時出る時とも荷物を揚ケ荷を積ム度き日限を領事役人に申出領事役人より又海関に申通し日限に及ひ役人小役等を差出し其船の船主荷主名代其者等と明白に荷物を改め規定の通り運上を取立る立合と称すべし若其荷物の内に也組に従ひ従ひ運上を定むるの品物或々也組に言ハ相違に及ひ除の多少不同あとハ相違一変に及ひ物き物ハれハ其者をして即日に領事役人に申立より海関に申通し

海舟書屋

て相議して宜敷様に定むる様に成さしむべし若領事役人より申立遅くも遅る時々其申立を取上ケさる事

一日本國文くの流口小秤碼（ばかり）も秤かへし丈尺（ものさし）も同の名升斗（ますはかり）の名あり吉通りを定られ文くれ荷物を量り改くに一同あらしめ平均に運上を取立く不同の事あき様に成るべし此量り改々れ通具を改府より海関に相已ハされ其不に定置く證拠と成るへき事

一合衆國れ交易れ永港に入る後牌（ふだ）を更取荷

を揚る時は陸に送り運上を海へ
入荷物の運上も荷揚れ荷に不残収メ出荷物
れ運上も荷積れ荷に残らず収メ出荷物れ運
上ハ荷積の荷に残らず収メ収メ海へ出る積る
海関より紅葉を受き領事役人役に最初に
指出せし永牌を渡し其永の港を出て帰国を
る事を許さるべし其諸物の運上銀ハ日本
て公定より立替る銀号銀産或ハ為替不の類を
代銀に其所の金銀銭を用ひる事も外国の銀
を用ひる事もあるべし其運上も為国にて規

定せし所の負数を用ひべし又合衆国の永時
に船て風と港に入り食料を買求め永の修
復を成るとの類ハ永運上を納るに及ハず同
国の軍永港に泊まする者も同じく永運上を
納むるに及さる事
一合衆国の交易永港に叩き居る間互に其永
に上ハ荷物を受取る事を許さず
に別永の上ハ荷を受取るべきに細ある時
も其永商より領事役人に申立て海関に申通
し掛り其役人の吟味まなくらハ数日と為き場

事を許さゝへし若中之吟味を受ケ仕りて
たやすく上荷をも孫なる者ハ其も深し而の
荷物をも残日数ハ五上後而引纏むへし
一此後合衆國民人と日本國商民とハ互引物を
に従ひて交易し日本國政府より限制を立ら
れし人に交易れ届る他より私欲横領ふの所
けを紀拓る歟を へき事
一合衆國ハ民人滞る居りて交易をする者長く住
居をるも終ハ門住居をるも皆其代限を如し
て民家を借り更け或を地面を借りて自分に

海舟書屋

家作を成し醫館(イシヤ ヘヤ)禮拝堂及ひ墳墓(ツクリヤキヒロ)所等を百
之る事を許さるべし若其墓所を日本人より
掘穿ある事、等の事ならハ其而の日本役人石
捕へ規定の通り罪引ふへき事
一合衆國の役人民人等日本國ふて其而く博學
志民人等を招きて其土地の云葉を教らひ且
書籍の等を伝ハしむる事を許さるへし其
而の役人民人等引於く伝も其事を支へな
くる故ハ事ある歟且日本國の役く書籍を買
調ふる事をも許さるへき事

一此後合衆國ハ民人日本國ニ於て身ニ意を
交易を成し日本ハ民人と共ニ相支受せし其
不の役人も時々ニ心を用ひて不敬なる振ニ
取扱ハるべし且悪る者共を禁しく制して其
民人を欺き妨くる事を成さしめ若ハ國内
安法乃悪る者及ひ賊を狼藉放火ニ及ひ我國
の樓屋を焼き財物を掠メらる事ハれハ水陸
ニ拘ら役領事役人より早速其不の役人ニ中
通し組の者を指さし取治メ捕り且狼藉放
火の悪者をハ規定ニ從ひ厳重の沙汰ニ及ハ

るへき事
一合衆國の民人荷物を積ニ運上を皆納しある
後ニ若シ荷揚ケせし品を又ハ別港ニ積移き
賣捌ハんと欲する者ハ領事役人ニ中立て荷
物高運上高を改て和の帳面と符合し且役人
をして吟味を遂け実ニ最初より此荷物ニ
して皆く引留抽き揚し等の混雑なれハ仍て
此荷物仍他港ニ運上銀仍他と云へる別ちら
れ牌照小認メ入其商人ニ渡し又書面を別港
の海關ニ出して吟味せしハ其永港ニ入たる

後ち吟味明白におれハ船を問き責掛く事を
許容し二重に運上を納る事を免るべし若
他の物を已の物と申立く或々隠し荷物等不
正の事あり海関より改メ出候ハ故てハ科料
を取上ケ没収ハ納むへき事
一此後日本国人民と合衆国の民人と喧嘩口
論等行合て事ある時日本人民をハ其所の
日本役人より召捕く吟味し日本国法通り
ハ是を罪し合衆国人民をハ領事役人等よ
り召捕らへく吟味し我国法通に是を罪そべ

海舟書屋

し只双方同く偏頗なく明白に是を掛き立こ
れ方而已をおひきして支より申論を問くこ
れ為類此事を成を召教事
一合衆国の民人を強去事あり其所の日本役人
ハ訳へ出んと思ひ先ツ領事役人等に申出く
其申出事を文後明白にして主意もをある
事ハ関文けある時々領事役人より日本役人
に申通して吟味ハ度し若日本国の民人
を強去事ありく合衆国の領事役人に訳んと
思ひ先ツ日本役人に申通出く其申出事を

文明ヲ以テ主意トスル事ヲ図ル可キ事

一日本人ハ清国人ト合衆国人トノ争論ノ時ハ日本人ヨリ領事官ヲ通シテ吟味スベシ若シ合衆国人ト和平ノ関係ヲ不絶ル附ハ両国ノ人吟味ヲ遂ケ一国ノ評議ノ上裁決スヘキ事

一合衆国北民人日本国ヲ経テ滝口ニ居リテ賊産ノ事ニヨリ訴訟ヲ及ル我国領事官ヨリ尋ル附ニシテ是ヲ捌クヘシ若合衆国北民人日本国ニ居リ他国交易ノ事ニ争論ヲ及リ

海舟書屋

双方紀明シ其国ノ法度ニ任セ公是ヲ捌クヘシ日本北人ヨリ之ヲ入ル義事

一合衆国交易ハ私ニ日本海上ニモ風ニ遂破損シ浅瀬ニ引入盗賊ニ遂ヒ破損等ニ及リ海浜ノ人中国吏次第是ヲ救フ北洲ヲ船シ心ヲ附ク是ヲ恵ミ其滝ニ入ル候後ヲ安サシムヘシ

糧米ヲ買受ケ飲水ヲ汲ム事ハ彼ヨリ故障ヲ成サヽルヘシ若交易私外海ニ破損シ日本海浜ニ漂着ヲ者ハ北人ノ吟味ヲ経テ是示同様ニ是ヲ恵ミ穏当ニ取計ハヘキ事

一此後日本國と合衆國と又その汲人若し公事
なて書面を取かわせる時ハ何れも其身ハ分限
なる接待を以て互なに同輩ハ礼を用ひへ
しと云ともあ國とも贈物等を請求ス可き事
一此後合衆國より軍艦を出して交易ハ松を巡
見し日本國又ハ港なる時ハ軍艦ハ水師
提督水師大奥其港の文武大憲と共なに同輩ハ
礼にて接待し和睦の旗を示すへし若其艦な
り糧米を買受け飲水を汲取等の事あらハ日
本にて何もし故障を成さゝるへし若軍艦破

海舟書屋

損ある時ハ其修復を許さるへき事
一合衆國ハ民人若交易を許さゝる港なに於て私
に交易をなし又ハ運上を納メスして其國を
遁れ出日本國なる者あらハ日本國其石ハ
汲人吟味して罪を罪するに任すへし合衆
國汲人民人等御うをひきなる及事を得ス若他
國ハ私に合衆國の旗號を偽り不法の交易なる
及者あらハ合衆國にて法を立て是を禁スへ
き事
一和親の約條一決せし後ハ両國何れも是を守

を容易に改め変化へからざる港くれ如きハ其
地の形勢一板から仁交易及ひ海上こゝ夫々
れヶ條も是を変じて通せしむる様なき事を
得是ハ　年れ後両国より役人ををし公
平極能く協ハへし又和親れ約定批准を為た
る後ハ両国の役人民人共共慎て是を守る
へき事

以上ハ太平にして和好を結ひ海面に交易せ
んとする約束れヶ條を各大臣より

海舟書屋

日本皇帝に奏聞して批准を為を待へし合衆
国大統領ハ疾くより国くれ會長を撰ひ挙け
大臣の面々と一同相會し評議定りある後兼
引して批准せらる十八ヶ月を限りとして両
国れ君上批准ある和の約條を互に取かハ仁
べし此頃かハせかしも早く遅る時ハ左若英
れ来たるへし

二月十日亜墨利加使芝口上書

按文字和解

一日本政府合衆國ニ懇切ニ愛ニ存リテ中古兼
勿仕使義ニ於テ大慶称ル右ニ付彼合宜相成
ル得ニ両國人民の有益ニ相成テ中能中日本
ヨ於テハ後令暫の間ニ ヶ月相互双方其
互相の規定を相守ル上を年論等ニ愛も方ニ
弓委ル右相ニ愛を都ヨ外國人民ニ礼式ヲ
戦争を相防ル ニ肝要ニ事故世界一統ニ風愛
ニ相成居中ル此頃意を全く両國安寧ニ専想
ふニ右相互ニ ニ西域諸民との和親ニ是
来ニル

海舟書屋

一食料ヲ船中十分貯ヲニル船ヲ鮮肉野菜等日
ニ贈方相頼ル愛も方ニル勿論右代料ハ相
拂テ中薪水を入用ニ方ニル君仁幸贈ヲ下度
希ル

一士官兵卒迫ニ者養生運動ニ為上陸差せ度
ル是迄日本國法を敬テ相守拙者配下ニ者上
陸ニ愛懐疑ル法を右上陸ニ愛許容方ニル得
を隣國ニ好を以信實ニ交ヲル反計ヲ下ル愛
ニ称ル

一當時士官ニ者測量仕居ル右書ヲニ写政府ヨ

マ呈ハ無変未不相届ヲ以テ各々ハ印
標相建隔ヲ近極度所ハ各士官ヲ者右測量ヲ
為上陸いたしハ英ヲ混雑ヲ変ヲ振内百計
ハ不度相預ハ
一夜極ヲ要ニ付ヲ双方書面を以向答仕ハリ、
於合宜事ヲ存ハ

亜英利加献貢物請取ハ案中上ハ

書付

林大学頭

海舟書屋

井戸對馬守
伊澤長門守
勘定奉行
松浦満之郎

今十五日亜英利加献貢物受出ハニ付私ヲ一
同横浜村意接而ハ出張仕ハ変使長ベルリ者
不快ヲ由中国名代ヒとして私将アプホット其
外ヤーダスヌ以下先日長献ハ者ヲ不残相越
私ヲ意接渡列仕且献貢物請取中ハ将又ハ老
中方内六人私ヲ五人ハも贈物ヲ送ハ今回献

貢ニ付長崎ニ於て支那通英献貢之品目録支那
彼方類之品書支那通譯出来ニ付幸長崎ニ於
表中方江長崎上ニ品書類を譯訳出来次第又ハ
中上書録ニ依て此段中上ニ以上

二月十五日

京極摂之者中上ニ付評議仕中上ニ

書付

評定所一座

海防掛

海舟書屋

大目付

目付

江川太郎左衛門

昨十六日出下ケ置候ニ付大学頭相伺ニ書面ニ
別紙内密ニ一覧評議仕ニ委細ニ不容易ニ
被存候今更ニ動り別段彼ニ方も無之候ハ
り今後語夷之変ニ不測ニ付ニ付ニ也中語相
防其後之中誠ニ通相心ニ表ニ交易ニ為し
ニ筋ニ相商りニ而ニ不宜ニ者共長崎ニ相心ニ
て百什刀剣鉄砲之類ハ遠国ニ出し て之成ニ

作澤ヿ彼来訪ハ且
ハ変商時不平ハ左ハ変ニ付右之限も右作
之方と存ハ依ヿ中上ハ以上

寅二月

亜墨利加人ハ相澤ハ品ヿ変ニ付右中之ハ
頗も有ヿハ彼之令銀相澤代り令銀清反ハ変
ヿ不ヿ彼ハ号いつも之中論相明其儘ヿ中越
ハ通相心彼之彼ハ此度交易いたしハ篇ニ相
商りハ為ヿ不宜ハ号其限厚く相心彼ヿ右反

海舟書屋

計ハ且又刀剣鉄砲ヿ変ハ白鞘無相意ヿ箇ヿ
相巳ハ号彼も手限ヿ心得ニ号相澤ハ拒ヿ右
彼ハ来

右ヿ通林大学頭井戸対馬ヿ作澤貞作ヿ称度
氏彼ヿ嘱ハ相達ハ来

献貢物目録書様文和解

献貢物目録

一蒸氣車　壱揃

一エレキトル、テレカラーフ　壱

但電雷之気ニ為来ル者ハ器械

一銅製之端舟　壱式

但書籍添

一アメリカ産鳥類　壱式

一チウヨルリ地多之物産記　壱式

一合衆國地圖　壱切

一海濱之圖　壱反

一天秤分銅量具　壱式

一耕作之具　壱式

一不詳　壱

一羅紗　壱切

一天鵞絨　壱反

一臺附遠目鏡　壱

一香水類　壱樽

一アメリカ産之酒　三箱

一格酒　壱箱

一食用之品　三箱

一茶　拾六冊

一書籍　壱

一火薬　壱

海舟書屋

一道中用袋　弐
一襟帽　五
一挺砲　三挺
一馬上刀　拾弐
一大砲方刀　六振
一六挺仕掛短筒　壱挺
一短筒　二十挺
一不詳　壱箱
一種物　壱箱
一石版之繪　壱箱

海舟書屋

沛墨標記
一境墨之類
一白水類
一花縫之結物
右ハアメリカ語之低ニ而差出ハニ分猶遊而夏
調ヲ中上ハ以上
寅二月
亜國人類之品差書横文字和解
類之品差

一國主之屋室奚行五十フート　一フート皇國曲尺壱尺ニ当ル
間口四十フート有之ニ相用ル最上之塗物
但箪笥類　箱物類　卓子類　曲录類
茶器類
此外都而其國ノ法ニ倣テ同国ニ階附ニ相城ル
要用之家具類
一最上之結物　百五十エル　一エル皇国三尺弐寸余
但窓之戸帳ニ相用ル品
一最上之結物
但卓子覆ニ相用ル品

海舟書屋

一最上焼物茶碗皿類
一鉄器鋼製之武器類
一種物器物
一國産諸品之見本
但土産之俵之物器製法したる品
一船　壱艘
但長サ凡二十七フート諸道具添
一軍艦雛形　壱
一通用金銀銅錢　二ツ宛
但右ニ表ノ合衆國金銀銅錢出マトル

右之外相渡ル品ニ有之ル旨を明日有調書面ニ
申出ル旨板口上ニ而申出ル以上

寅二月

二月十五日長出ル横文字和解

林大学頭様江

一我国主之命ニ寄り御之献貢物長出ル右を被為
價ニ拘ル事ニ無之緊要を者一ツといたしル品ニ
者之ル

一我国主謹ム推考仕ルを世上迫来大ニ変し共

海舟書屋

国人皆商賈盛ニ相成ル旨を方今殖産肝要之
品貴国政府ニ於之試験ツ者之能ク其用方
ハ明辨之為アメリカ之学士并職人長紙ル
付貴国臣下ニ其器運用之傳授いたし度ル旨
合衆国紀漢永ポウハタン紙ヲ江戸港横浜村ニ於之
暦数一千八百五十四年三月十三日

東印度唐国日本海ニ
在ル日本ニ之使長
エム、セ、ペルリ

亜墨利加使芸ペルリ応接論判之上

約定書取替せし儀ニ付申上し覽

亜墨利加使芸ペルリ昨年帝国大統領より之
書翰差上し愛ニ及び相成し旨書中申上し志
願之趣ニ付国風相成し儀と存ぜし此度右ニ兼
知之ニ付通翰項数仕度相願し儀一書翰中之
儀ニ付国風ニ之ニ従ひ之仕度之仮用相立不申
し二付不得止来戦条ニ及ひし志願相立不
申ニ付之帝国ニ帰永籠仕候之教授之軍艦用
意仕度之尚追々帝国より軍艦差し送し儀ニ

海舟書屋

付度し然る愛右応接論判仕し振私共ニ
仰付被候ニ付計し振ニ仰合し二付案ニ付
内伺仕し筋合ニ以談判仕條約書取替せ仕し
一條約書之儀ハ応接之砌夷人共草案持参仕彼
之趣合十分ニ仕し儀を申張りし旨候ニ討論
刪補仕し為別紙之通相成し

一清通翰之儀ニ付時　清朝政之形柄ニ付内之
儀ニ多端ニ付急速ニ之ニ取調難ニ成右之去
年阿蘭陀甲比丹ニ托し年延之儀申達し愛此
度滞来ニ付仮之者出張致し応接ニ及ひい

つれを渡判して上出張を願ひ及接拶者中
国亜 沖返翰を不許下ゐ旨相渡且出発中方
よりては印紙等を意接四人て者名前に旨
取計せ中ゐ
一合衆国漂流人上陸て長崎是迄仇敵の如きは
取扱直に国籍窮屈に相成罪人同様て受伝を
不仁ては不置に方て我国に旨て人命を重し
ゐ多に旨向後漂民等ては取扱を外国て同様
彼我て区別無て取扱不度旨保証し中如
ゐ自我国に旨も人命を重んしゐを勿論て多

海舟書屋

に旨其国を限ら仏他国の漂民とても毎に出
情血を厚下ゐ多に旨飛去漂民て身として我
仁て振舞し中ゐを其後に出さし亜りくゐ
親和を表左ゐり後に於て籠合同様て取扱を彼
を自愛て我国法を犯しゐものハ急度沙汰彼
し中方中達亜ゐ事に旨
一食物薪水其除永中欲之て品を下ゐ様て頼
ハ人命に関係ゐ多故彼り届中且石炭を近
年航海て御用け其国に旨尚用て多故中を下
ゐへとも沖国に旨を除り用ひ不中品故其場

不都合候ハヽ於下田も食物薪水石炭等を
三五年之間を於下田之積り申達候處夷人も
申聞候ハ其他國之もの改而港ニ異変を不仕是
非尤代りさし出候願ニ付謝儀として差出候
を勝手次第と申達候事
一食物薪水等於下田港之義ハ石炭於之而を即
而ハ不可歸ニて相成候夷人尤申聞琉球箱館
其外三ヶ所港を相開き候且其内一ヶ所ハ浦
賀を願候中申聞候ニ付琉球ハ隔遠境故不及
横浜箱館を請度之不順是亦即附ヶ石炭故申

海舟書屋

候を申達浦賀を　浦賀之取ニ相集り候場所
ヿ付尚又右件ヶ迎き候申聞候ハ神奈川横
浜を一港と仕度願出候ハ多湊新聞之外諸所を
願望候ニ付無據伊豆之下田松前之箱館両湊
を開き食物薪水等於下田場所と可極相成候事
一食物薪水石炭等於下田も長崎ニ於而於下田
積候納中之ハ異夷人尤申聞候ハ長崎地之儀
囲ニ而も不便故先つも来往仕候処下田箱館
之両港ニ於て於下田相願候

下札 両港共ニ東洋ニ方来附ニ而之而も軍艦等渡来ハ致候處

箱館之方を漢永田と多く相誠いる石炭入用
を以て食物薪水其外船中欠之品計りを相
預由にい
一下田港に而食料薪水を下いり下田港迫而勝
手に俳徊仕度旨中出いる旨港界境界を立い
而徘徊で為致申渡いる変右拠窮屈にて強相
成行方を勝手にて仕振と申張夷人を第而下
田港を図而相認彼写一日往還を常実数七里
日本之七里あらず
を強相成行しとも
を強相成行しとも

海舟書屋

下札
日本里数凡三里程に相当り申候

廣く境界を設け往来で為致り接て該列仕
いる所を九いり外て海岸行地ありを勝手に上
陸仕江戸にも屋敷で申渡候申募り行を兼代
不仕いる旨其方に而さし亜いて向後を益以而
諸不上陸来往で仕度少て事より緒端を開き
で申を必定て変に付私を写を新条仕いる変夷
人額て通に仕いを充より容易あるべきを変に
いる所を以夢を漢而議論申も更張勝手に上
陸拠歩等で仕其上下田一方に限り仕致ケ所

こ相成ル義ハ如何とも致し方無之ル事ニ上
陸乱暴仕ル迄無之ル様ニ相成ル事ハ
下田一港ニ備通を素注ぬ仕ル方と決断仕ル
志下田箱館ニ志湊相定ル上ハ強破永を別候
其餘ニ永くを変ル外ニ港ニ来入中ル安約定
反拾中ル
一箱館港ニ方ル同拓地ニ家預如シル法を諸
度ニ不領且遠地ニ家ニ付進ル反調ニ及接渉
事と仕ル
一使義ペルリ江戸表ニ在出度度ニ中出ル法

海舟書屋

法班夢ハ　清國法を以測ニ防相立ル義江戸
海測量致シ度海面を茅國相通シル故彼我ニ
見別を家と中速且又測量ル已ニ及ル悪
事ハ不仕鎖中國ル法を何分江戸海ル来入ル
ルを城市混雑ニ治且　我國法を江戸海ル外
國ニ永を入ル不中家故障ル防ニ及ル初又其
許志願ニ為相叶ル家も有ニ付ル事を此家
ハ我國法を守リニ中合相論中ル義ニ接義仕
ル為シル
一交易ニ家彼國と唐國との規定書ニ准シ反調

以一冊爲出版振合ニ而相略ツ中願中出ル旨
在交易之事を我國ニ願而其業因ニ事容易ニ
許容を願相成ル而義を相頼ルを其國人民ハ
勝恤之事を主と致シルニ付其事を以奉願
奈濟ル藥水等ツを不拘定濟ル也ル交易を全
く利益を互ニ謀りルをめニ而人金ニあつら
ヘ不申次第故只今願及接拶方中所ルへハ其
後急接之義ニ而り論判を之ル
一下田港を即時相開可頼出ル旨来三月ニ而り
不ト以而ハ願相成候を達ル事拘定書面中ニ麦

海舟書屋

而一港ハ即時ニ相開ル願を而を大略領ル
對ル仮分使義を而目を矢ひ且又書面而已ニ
而来三月迄を決而同所港ニ為然ル義も先を
安を以て為薪水を是迄も何地ニ為出ル而
も相頼ル旨右同様薪水を殊ニ為り相頼ル武
も願計ル限中出ル旨其義而已を兼り屈ツ中
也請書さし出ル様中達ル事仮分さし出業御
く後ニ而り請書為出中ル
一拙者夷人共應接ニ而 沖國より出返翰不安
下ル老中方ハ書別も安を以共出張を願ニ而

来航ハ
一使節ペルリ江戸表ニ罷出江戸海測量等示り
已りて後ハ中諭兼使ハ仕ハ
沛国法を為守ハ事
一約定書面取替せハ両国の人出會ニ表同面ニ
連判ハし走りハを諸国ニ例ニ使表ペルリ
を眼前ニ書判仕ハ私共ハ沛国を重し双
方別紙ニ被し兼ニ書判仕連判ハ相防ハ処
沛国ニ例とあれハ亦餘ハ中ハ私共使表
ニ於てハ帰国ニ上板ニ不都合ニ拙子ニ相見

海舟書屋

へ翌日差出ハ書翰中ニも其後書加へ中ハ右ハ
沛国威を相立ハ事
一條約書面取替セ後ニ和り一書翰さし出ハ事右
を私共　沛国法を以後ニ相論しハ旨を取後
ハ私共後ニ和りハを　沛国法ニ通ニ
相成ニ為ニ其ニの遺憾ニ交面ニ成ハ
一別紙ニ通り條約書面相板ハ私共此外ニ数ケ
条相加へ度ニも成ハ無ル事此義論判仕ハ
り直ニ被合を設け夷人を差置ハ事ニ相移り
マヒ日迫ニ夷人差置不中ニを猶相叶ニ時ニ

知り又こ條約相増つゝとなる事ハ

一此度急極く緩意彼く兵端を開んとなる先

をもつて寛柔を以教諭仕候事も誠に相濟

且 清國辱こ相なるさ尚拙こゝ後取仕ハ

候を此段申上ハ以上

寅三月

林 大學頭

井戸對馬守

保澤兵部少

榎及民部少輔

約條

一亜英理駕合衆國と帝國日本両國ゝ人民誠実

不朽ゝ親睦を取結両國人民の交易を吉とし

向後つゝ守道條相立ハ為ゝ合衆國より全權マテ

ユクルプレト。ペルリ人名を日本ゝ差就

日本君主ゝりハ全權林大學頭井戸對馬守

保澤兵部少輔及民部少輔を差出し和論を仕

して双方ゝ通取ハ

第一ヶ條

一日本と合衆國とハ其人民永世不朽の和親を

海舟書屋

互結ひ場所人柄を区別致す事

第二ヶ條

一伊豆下田松前地箱館の両港を日本政府に於て亜国領事私薪水食料石炭欠乏之品を日本人に調ひ之ハ給しかの船来る者免しかた下田港を約條書面調印之上即時相開き箱館を来年三月より相始ム事

一給与品物直段書之儀を日本役人より相渡つ中古代料を金銀銭を以て相糸事

第三ヶ條

一合衆国の私日本海浜漂民之時救助致し其漂民を下田又ハ箱館に護送致し本国之官吏相つ中而持之品物も同様に致ム右漂民諸雑費ハ両国互に同様之事故右及償ム事

第四ヶ條

一漂民或ハ渡来之人民取扱之儀ハ他国同様後優に有之関税ハ渡ス引費ハ係正当之法度に依て従いしかしム事

第五ヶ條

一合衆国の漂民其他之者の共為下田箱館に

海舟書屋

逗留中長崎ニ於テハ唐和蘭人同拓関箱館届ヲ
取扱ヲ下田港内ヲ小島周リ七里ヲ限リ勝
手ニ徘徊以ノ外猥ニ船を進め取扱ハ事

第六ヶ條

一必用ヲ品物其外相叶ヒ紀事ハ双方談判ヲ上
取扱ハ事

第七ヶ條

一合衆國の私右両港ニ滞来ヲ時金銀銭幣品物
を以入用ヲ品相調ヘハを免ハ日本政府ヲ
規定ニ相従ひ可申且合衆國ヲ私より売出ハ

海舟書屋

品物を日本人不好して売返しハ時ハ受取可
申事

第八ヶ條

一薪水食料石炭等欠之ヲ品を求る時ニを其地
ヲ役人ニ取扱ひ私の取引をへからさる
事

第九ヶ條

一日本政府外國人ニ商売亜墨利加人ハ不売免
ハ廉相免しハ義を亜墨利加人ハも同拓売免
しつ申ども右ニ対談判猶縁不渡ハ事

第十ヶ條

一合衆國ヲ永若強風ヲ遁さる時ハ下田箱館港ヲ外猥ニ渡来不被ル事

第十一ヶ條

一両國政府ニ於ル公務ニ携ル官吏ハ互ニ接拒ニ与ル合衆國官吏ヲ以下田ヲ英吉利ヲ以箱館ヲ約定調印より十八ヶ月後ニ至ルを不及其後ル事

第十二ヶ條

一今後ヲ約定相定ル上ハ両國ヲ以の望相守ル中ハ合衆國主ヲ於ル長公會大臣と評議一次活定ヲ後チ書を日本大君ニ致し此事今より後十八ヶ月を以君主許容ヲ約定為ス反暦ル事

右ヲ條ヶ日本亜英理駕亜國ヲ全權調印をし者也

嘉永七年三月三日

林　大學頭花押

井戸對馬守花押

伊澤美作守花押

松廣氏敬少輔花押

海舟書屋

日本に合衆國よりの使者提督ペルリと日本大君の全権林大学頭井戸對馬守伊澤美作守柳川左太郎松浦満太郎西國政府の為百年亦永く條約附

録

第一ヶ條

一下田港並支配所の境を定んの為関所を設る事意の作あるへし鄰邑とも亜墨利加人も亦既に約せし日本里数七里の境界内出入を

海舟書屋

る障ある事なし但日本法度に懸るものあらハ番兵是を捕へ其私に送る事

第二ヶ條

一此港に来る商船鯨漁船の為上陸場三ヶ所を定置き其一を下田其一を柿崎其一を港内の中央にある小島の東南に當る澤辺に設く亜合衆國の人民必日本官吏に對し叮嚀を尽す事

第三ヶ條

一上陸の亜墨利加人免許を請そして武家町家

より一切立寄致かゝる仏寺院市店見物ハ勝手次第あるへし

第四ヶ條

一徘徊ハ者休息所々迄〻其為旅店設るまて下田了仙寺極浄玉泉寺二ヶ寺を定置致し

第五ヶ條

一極浄玉泉寺境内より亜墨利加人埋葬所を設け柔畧ある事かし

第六ヶ條

一神奈川より〻の條約より箱館におゐて石炭を得

海舟書屋

致きとあきとも其地より〻浦〻弱き藩々提督ペルリ兼語はゐし箱館にて石炭用意に及ハさる時ハ其政府に告致し

第七ヶ條

一向後両国政府におゐて公顕の示告に蘭語譯司居合さる時の外ハ漢文譯を有用なる事かし

第八ヶ條

一港頭帰役者人滝門柴門者三人定置致し

第九ヶ條

一市店の品を撰むに買主此名と品の價とを記し出用所に送り其價を同所にて日本官吏に糸し品を官吏より渡すべし

第十ヶ條

一鳥獸雞猫を始て日本において捕るる所あるも八亜墨利加人も亦此制度に倣ふ事

第十一ヶ條

一此度箱館の境日本里數五里を定むるも其地の他法も此條約第一ヶ條に載る所の規則に倣ふべし

海舟書屋

第十二ヶ條

一神奈川にての條約百枚の書翰を得是ハ若ハるハ日本君主において誰に委任あるとも意の儘為る事

第十三ヶ條

一茲に百枚亜墨利加規定を行事に依らを若し神奈川の條約に違ふ事あるとも其事を變る事なし

右條約附録エゲレス語日本語に反認名判蘭語に飜譯して其書面を合衆國并日本全權双

方五瞥そもの也

曆數千八百五十四年孝六月十八日下田ヨ

おゐてく名判はあを

ペルリ

日本嘉永七年五月廿二日

林　大學頭

井戸對馬守

伊澤美作守

筒井肥前守

榊原民部少輔

海舟書屋

右之譯はあしい

松浦滿右郎

ポットメン

覺

一亜墨利加人ヒ物右ゑい條約書ゑ別紙ニ來三月

迄ハ薪水ゑ外一切相渡中ゑ為と認ゑ事此

度下田表ニ為夷人ヒ日ゑ食料其他ゑ物漂

器代下拾金等望ニ任せ賣也右ゑ品ゑ受取ヒ

夷人持来改を落り迄ハ是を相遠ゑ

く左様之義者いかゝ別紙語書を
全く反古ニ相成候定之詰も無之事ニハ且又
夷人上陸之義附添之者の無之様ニ微細義
詳山野ニ而鳥を伐留ハ義も有之ハ之由右を
鳥類を猟禁留ハニも差響キ恵比不反縛之事ニ
ハ此度猟敷より再源之義右等之儀反縛如何
也有被ハ所大家ハ初ハ心配方尋之事

仍書面ハ尋ハ産ハ亜墨利加人ハ来三月迄を
薪水を外を不差出様之儀ハ日々食料

海舟書屋

差出し且諸買物仕ハ類ハ国ニ入ハ中深左様
ニ而を約定も反古同様之義ニ相成ハニ付此
儀私共ハ被方を尋之義ハ兼和仕ハ来三月
迄を薪水を外を不出ハ義を此度源来使義私
之義ニ而を出之此度亜墨利加商私等諸国来
往之砌ニ三度ハ而も来三月迄ハ薪水を外不
差出ハ義ニハ産ハ商義破滅之使義私を全く
神奈川より彼港ニ相移りハ迄之義ニ而ハ不
相叶りハ義ニを類仕ハ其外ハ尋之事等ハ私
共出三以兼兼而相伺ハヶ條中之義ニ付此度

別段に語不申上候間右伺書面ニ而は賞典不
亟に振仕度事務に以上

五月　　林大学頭
　　井戸對馬守
　　伊澤美作守
　　勝安房守

五月十七日長崎出張被仰付
林大学頭殿
　　井戸對馬守殿
　　伊澤美作守殿
　　勝安房守殿

近年南太平海唐國日本海に航海し亜墨

海舟書屋

利加船ニて国帰国相待に付共訳語不相分右
条組ニ者ニて海元弘計に右ニ付国主命を下
し軍艦をボルヲ島名蓋湾其他島々に右海
亡寄撃ニ為長崎やに就ても私来も右同様ニ
心得ニ付近ニ武装ニ私蓋湾に長崎に移りニ
内度に右中上に新意を共に洋様外に設ク
に付預中上十ヶ年に来日本ニ於て弘破設しに私
ニて名号兼知仕度且即今支国ニ漂民居合に
付是亦兼知仕度事務に

合衆国亜気フレガフト私ポウハタン号日本下田ニおゐて

曆数千八百五十四年安六月十日

合衆国水師提督東印度唐國
日本海出張日本江ゝ使節

ペルリ

答書

合衆國使節波理に

近年南太平海唐國日本海に航行せし亜墨利加船の内其行方を失ひて船中の人民死亡計りなりきと雖共命を以軍艦をボルチマ臺湾及ひ其餘の島々へ差して尋求め使節も亦これ

海舟書屋

り為に武装の艦を臺湾に駛せて其事を探索せんとす因て我國に於て十年已来亜墨利加艦の難破に遇へる船号を向に記すれ旨具に了知せり今是を左方に記す

一弘化四未年松前地に漂流せし亜墨利加人を同地より長崎に護送して和蘭船に附して帰國せしむ

一嘉永元申年同地に漂流せし亜墨利加人を其國の迎船に附したり

一嘉永三戌年同地に漂流せし亜墨利加人英吹

咭唎人を俱して和蘭船に附して帰国せしむ
此三次は外に十年以来漂流し船かく且我地
に残り留れる亜墨利加人一人もなき事かし
先年の三次は船号を其地に官吏等に計へる
事多き中我輩に於ても今知る者かし只其委
曲を詳にして使節の向に告るものなり

嘉永七寅年五月

林　大蔵殿花押
井戸対馬守花押
伊澤美作守花押
松前駿河守花押

海舟書屋

安政二年卯八月廿九日　大和守直温

海防掛に

亜墨利加船内海に来迫に付薩州神奈川辺に
警固船数艘被差用意置候也　船番後
付異船を添に附き漕き寄りに付来異心なく
警衛迫る事にしても彼方自然危懼を抱
きし意味も分る長く滞在なるる故なと

勝麟太郎花押
竹内清左衛門花押

英中仏云殿法咄も有るに付き早く政評議つかまつり

中国に事

仏書面英中仏云殿仏咄く殿都考仕に変異私

門海に京迄に長き走く接拒に意し意掠とも

の出発を為相論に欲又も不容易形勢も相見

へに付時宜次第急速警備を向に出作出

来て有る共ふく走く緩急に意し備撫を仏を

若もて有仏産其場合に考仏国方見迄に次第

もて有る共に射砲器相備に舟長出し云謂異

海舟書屋

私に源へ附属に付く都の彼を偏を拒んのをか

ら彼仏警備を向乗配をも損し更まて他とハ

強中上行し小も仏見合に方て御策と来存に

私共評議仕此段申上に

九月

源新甲斐守

土佐丹波守

筒井肥前守

勝殿氏新右補

岩瀬修理

大久保右近将監

亜米利加國官吏之ゟ爲ニ分不遠使船差越ニ中
其長崎接面計ハ見過ゟ極評議仕中上ハ拙以
内書面之作御来御其意ハ篤と勘弁評議仕ハ
変條約面拙ハ始メ両國於ニ已来を御さる事
あるハて差置旨ニ有ゟハ変蘭文和解ニハ両
國政府之二ニ於ニ已来を御さる事あるハて
差置漢文ニも均有不御已ゟ事情と方ゟ其意
味蘭文同拙ゟ篇ニ於ニ彼方已を御さる事情有
ゟハ御を て差置とのの旨類ニ相當りハニ分如

海舟書屋

何拙決判を受しハ而も更ニ不差置ハ拙説御て
仕見据も安ハ度ハへとも猶彼是不御已ゟ事
情等篤と論詰を受しハ上愈以御止形勢ニハ
ハ何もとも両國互ニ往来ゟ私ゟ面帰ゟ面免
官吏も出し置ハ篇ニ分此方ゟも同拙過而
を役人て面差出旨中後其後兼仕ハゟ假令
彼方ゟ官吏差置ハ而も前後ゟ差別有ゟハ
迚ニ而彼此平抗ゟ篇相成ハ者ハ差許ニ相成
ハとも仮難も宜敷方ニ而大概如来ゟ上ハ
國地ゟ往来仕ハとも互締向も相立て中

以二月右等ノ類ヲ田辺氏ヨリ寫ス談論仕度

ツ然ル事務ハ私共評議仕ル不ル書反箱館

事務ハ相廻シ　此後中上ハ以上

六月（安政三辰年）　塙保己一

柳生播磨守

井戸石見守

筒井肥前守

勘定奉行少輔

松平十郎左衛門

一色邦之輔

遠山金四郎

岩瀬修理

浅野一学

大久保右近將監

玲丈四郎左衛門

松平久之丞

海舟書屋

海舟書屋